

長岡市地域防災計画の改定の要旨について

1 改定の趣旨等

○長岡市地域防災計画について

災害対策基本法に基づき長岡市防災会議が作成する市域における災害の対策に係る総合的かつ基本的な計画をいう。

○改定の趣旨

次の理由により、計画本編の全部改定を行うもの（平成25年度以来）

- (1) 計画自体のスリム化を通じて今後の計画管理の合理化を図ること。
- (2) 平成26年度以降に行われた国の防災基本計画、新潟県地域防災計画等の上位計画の改定及び災害対策基本法等の関係法令の改正の内容について、現行計画に反映させ、時宜を得たものにする必要があること。
- (3) 令和元年台風第19号を踏まえて新たに確立した市の防災施策等を新たに追記等する必要があること。

※「原子力災害対策編」については、今回改定は行わない。

2 主な改定内容

(1) 計画のスリム化

個別冊子となっている「震災対策編」「風水害・雪害対策編」「津波災害対策編」を一冊に統合し、これら3編に係る重複事項を削除するとともに、本来マニュアル等で定めるべき細目的事項を整理することで、冗長を解消して読みやすい計画とするもの

【イメージ】

現行	改定後
震災対策編（約420ページ）	一つの冊子（約500ページ）
風水害・雪害対策編（470ページ）	
津波災害対策編（約80ページ）	

※「原子力災害対策編」は、引き続き個別冊子として存置

【改定後の目次構成】

大項目	中項目	小項目	節
第1編	総則的事項		各節
第2編	各災害に係る共通事項	第1章 災害予防	各節
		第2章 災害応急対策	
		第3章 災害復旧・復興計画	
第3編 各災害に係る個別事項	第1部 風水害対策	第1章 災害予防 第2章 災害応急対策	各節
	第2部 土砂災害対策		
	第3部 雪害対策		
	第4部 震災対策		
	第5部 津波災害対策		
	第6部 林野火災対策		

(2) 主たる改定事項

項目名	主な内容	主な該当ページ	上位計画、関係法令、災害等との関係（「県計画」は、「新潟県地域防災計画」をいう。）
①新たに確立した市の施策等の追記	「長岡方式の避難行動」及び「信濃川早期警戒情報」について追記するもの	372、373	—
②避難情報に係る警戒レベルの変更	避難勧告・指示の一本化等、警戒レベルの変更に伴い関係する文言を改めるもの	201	県計画(令和3年6月改定) 災害対策基本法(令和3年改正) 令和元年東日本台風(第19号)
③自主防災活動の推進	住民主体の避難につながる訓練の実施、自主防災組織や住民によるタイムライン等の避難計画作成への支援等、住民参加型の取組の推進について追記もの	31	県計画(令和2年10月改定等) 平成30年7月豪雨(西日本豪雨)等
④避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成	個別避難計画作成に係る市の努力義務等、避難行動要支援者名簿も活用した避難行動要支援者への支援体制の整備等について追記するもの	69、70	県計画(令和3年6月改定) 災害対策基本法(令和3年改正) 令和元年東日本台風(第19号)
⑤指定避難所等における感染症対策	平時における避難所等のレイアウトや動線の検討、段ボールパーティション等必要物資の備蓄、感染者が発生した場合における防災部門と福祉部門の連携等、避難所等における感染症対策について追記するもの	60	県計画(令和2年10月改定等) 防災基本計画(令和2年5月改定等) 新型コロナウイルス感染症拡大
⑥災害支援物資等の緊急供給体制の整備	内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用した備蓄物資の登録や県との情報共有体制の構築等、発災後における物資の調達及び供給のための準備について追記するもの	145	県計画(令和3年3月改定) 防災基本計画(令和2年5月改定) 令和元年房総半島台風(第15号)等
⑦要配慮者利用施設が作成する避難確保計画について	施設の所有者等に対する計画策定に係る支援、施設の所有者等から計画作成又は計画に基づく訓練の実施につき報告があった場合における必要な助言又は勧告等について追記するもの	71	県計画(令和4年3月改定等) 水防法等(令和3年改正等) 令和2年7月豪雨(熊本豪雨)等
⑧男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立の必要性等	防災の現場における女性参画の拡大等、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立の必要性、平時及び災害時における男女共同参画推進部門等の役割の明確化の必要性等について追記するもの	12、29	県計画(令和3年3月改定等) 防災基本計画(令和2年5月改定等) 東日本大震災等
⑨防災DXの推進について	激甚化・頻発化する災害に効果的・効率的に対応するためには、デジタル技術の活用が不可欠であることから、防災におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進について、市の災害対策の基本理念に追記するもの	11	—

(3) その他

- ア 災害対策本部各部等の所掌事務の現状に合わせた関係部署の整理するもの（各節の見出しに記載）
- イ 関係機関の連絡先、被災者支援に係る融資・貸付け制度の概要等、時点修正が生じやすい項目等について、地域防災計画資料編、災害対策本部設置・運営マニュアル等へ移動するもの（資料編の改定を含むこれらの記述については、令和5年度に実施予定）。